

毎年計画的に贈与を行う

相続税が実質的に増税となる一方で、20歳以上の者が直系尊属(父母、祖父母)から贈与を受けた場合の贈与税の税率が有利になりました。

そのため、今後は計画的に誰にいくら毎年贈与することが有利なのか検討することが極めて重要となってきます。

1. 計算条件

当シミュレーションは贈与プランを考えるためのものであり、以下の前提を置いています。

- ・子は法定相続人に該当する
- ・相続税の2割加算の対象者はなし
- ・相続開始前3年間の生前贈与財産は、相続財産に加算する

2. 前提条件

贈与対象者と期間

20歳以上で直系尊属から贈与を受ける者	3	人
上記以外で贈与を受ける者	2	人
贈与期間	10	年

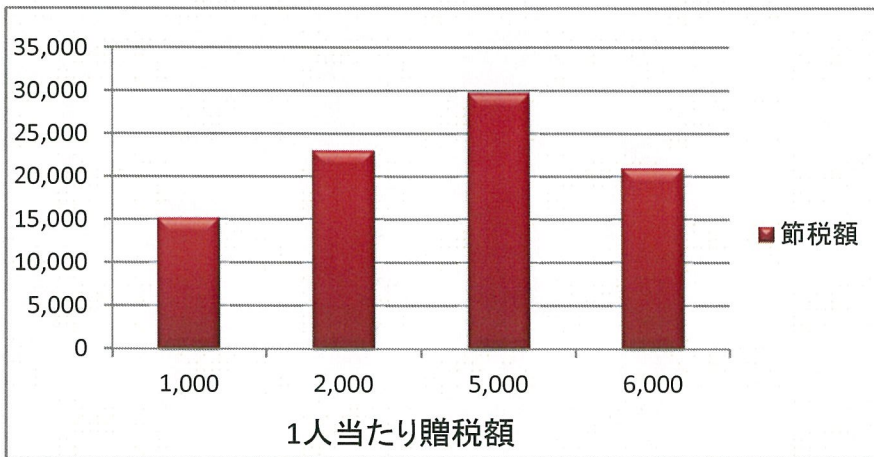
3. シミュレーション

(単位: 千円)

一人当たりの贈与額		1,000	2,000	5,000	6,000
現在の所有財産	①	260,100	260,100	260,100	260,100
生前贈与額		-50,000	-100,000	-250,000	-300,000
対策後の所有財産	②	210,100	160,100	10,100	-39,900
生前贈与加算	③	9,000	18,000	45,000	54,000
相続税の課税価格	④=②+③	219,100	178,100	55,100	14,100
①に対する相続税額	⑤	57,840	57,840	57,840	57,840
④に対する相続税額	⑥	42,585	30,280	2,863	0
贈与税コスト	⑦	0	4,500	25,150	36,800
節税額	⑧=⑤-⑥-⑦	15,255	23,060	29,828	21,040

本案件では、毎年400万円贈与するのが、一番有利となります。贈与年数を短くすると、最適贈与額は増額します。生前贈与の対象者、生前贈与年数を明確にしておくと、毎年の最適贈与額が計算できます。

また相続開始前3年内は相続時に財産を承継する人以外(孫等)に贈与する方が有利となります。



現金贈与の留意点

(1) 贈与契約書の作成

贈与の内容(贈与日、贈与者、受贈者、贈与財産等)を書面で明確にしておくことは、税務上はもちろん多方面から考慮しても重要です。

また贈与契約書は確定日付をとっておく方がより確実な書面となります。

(2) 贈与内容の履行

贈与契約書が作成されても、実際に贈与が履行されなければ贈与の成立に疑義が生じます。そのため、資金の贈与を行う場合には、贈与者が受贈者の銀行通帳に振り込む方法により、贈与の証拠を残すことが重要となります。

(3) 通帳、カード、定期預金証書及び印鑑等の管理

(2)により振り込まれた受贈者名義の銀行預金口座に係る通帳・カード・定期預金の場合は定期預金証書はいずれも受贈者固有の印鑑を届出印(届出住所も受贈者の住所)として作成されたものであり、これら全てを受贈者が管理支配していることが必要です。

(4) 受贈者が預金の使用収益権を確保していること

贈与後は贈与者に当該預金等について自由な使用収益権の行使が保障されていることが必要です。

(5) 贈与税の申告納付

贈与が成立したか否かの判断自体とは無関係ですが、贈与税の申告を行い、贈与の実績を明確にするために基礎控除(110万円)を超える贈与を実行するのの一つの方法と考えられます。

(6) 毎年継続して贈与する場合

毎年継続して贈与をする場合、「有期定期金」の贈与とみなされないためにも、贈与金額・贈与時期を少しずつ変える必要があります。